

理学系研究科育児支援室使用ルール

2012年 6月 6日制定

2023年 5月29日改正

理学系研究科は、理学系メンバーの育児支援のため、平成20年4月1日に育児支援室を開室する。

1. 理学系研究科育児支援室利用について

- ・原則として、子供の保護者が理学系研究科に所属する場合に利用ができることとする。
- ・裁量労働制でない教職員が勤務時間中に利用する場合は、必ず休暇等を申請する。
- ・育児支援室利用希望者は事前に利用登録をおこない、管理者より使用方法等の説明を受ける。管理者によって利用に問題ないと判断された場合は、以降利用の都度、鍵を受け取る。
- ・原則として、利用は午前9時から午後6時までとする。利用者はその都度、利用予定時間を管理者に申し出ること。
- ・育児支援室の使用は自己責任とし、事故などに関して管理者は一切の責任を負わない。

2. 入室について

- ・入室の際は、必ず靴を脱ぐこと。衛生上、上履きの着用は不可とする。

3. 授乳スペースについて

- ・授乳は必ず授乳スペース内で行うこと。
- ・男性の立ち入りは禁止とする。
- ・利用後は速やかに授乳スペースから出ること。
- ・授乳スペース内でのおむつ替えは厳禁とする。

4. ベビーベッドの利用について

- ・おむつ替えの際には、おむつ替えシートを必ず使用すること。
- ・ベビーベッドのシーツは、管理者が定期的に交換・洗濯する。予備のシーツを用意するので、必要がある際は利用者各自が交換する。

5. 使用済みおむつ・ゴミの処理について

- ・使用済みおむつ・ゴミは、必ず利用者各自で持ち帰ること。

6. 冷蔵庫の利用について

- ・冷蔵庫の利用は、保存するものに記名のうえ、当日のみとする。退室時に庫内に残した物は管理者が処分する。